（裁判書の送達・法第五十五条）

第二十二条　法第五十五条第一項の規定による裁判書の送達は、その正本によってする。

第三十二条から第三十三条の二までを削る。

第三章の章名を削る。

第三十四条の見出しを「（申立書の送達の規定の準用・法第六十条）」に改め、同条中「第十八条及び第二十三条から前条まで」を「第十一条」に、「抗告審の手続に」を「法第五十五条第一項の裁判に対する即時抗告があった場合について」に改め、同条を第二十三条とする。

（鑑定委員規則の一部改正）

第八条　鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十四条第二項」を「第四十七条第二項」に改める。

第二条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　弁護士、不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は建築士として除名、登録の消除又は免許の取消しの懲戒処分を受け、当該処分に係る欠格事由に該当する者

第二条第四号及び第五号を削る。

（民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する規則の一部改正）

第九条　民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する規則（昭和四十五年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を削り、同条第二項中「申立書には」を「法第十一条の申立てに係る申立書には、第九条の二において準用する非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）第一条第一項各号に掲げる事項のほか」に改め、第六号から第八号までを削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項の」を「第一項の」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項を同条第四項とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（非訟事件手続規則の準用）

第九条の二　法第十一条の申立て及び執行認許の手続に関しては、この規則に特別の定めがある場合を除き、非訟事件手続規則の規定を準用する。

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

第十条　民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号を削り、同条第二号中「第六条第一項」を「（昭和二十六年最高裁判所規則第八号）第五条第一項」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　民事調停規則第八条第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による代理人の選任の許可を求める申立て

第四条第三号から第五号までを削る。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（非訟事件手続規則の準用）

第四条の三　法第九条第一項から第三項まで及び第五項の申立て並びにその申立てについての裁判又は裁判所書記官の処分、同条第八項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判、法第十条第二項の申立て及びその申立てについての裁判並びに法第十五条第一項（法第十六条第二項（法第十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の決定に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定を準用する。

別表第二の五の項へ中「第二十七条第八項」を「第二十七条の二十」に改め、同項トを次のように改める。

ト　人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第三十九条第一項の規定による申立て又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第百二十五条第七項（第百七十三条、第百八十条、第百九十四条第八項、第二百一条第十項、第二百二条第三項及び第二百八条において準用する場合を含む。）、第百四十七条及び第百八十九条第三項の規定による処分の取消しの申立て若しくは同法第二百九十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申立て

（民事調停委員及び家事調停委員規則の一部改正）

第十一条　民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和四十九年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　弁護士、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、建築士、不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は社会保険労務士として除名、登録の抹消、業務の禁止、免許の取消し、登録の消除又は失格処分の懲戒処分を受け、当該処分に係る欠格事由に該当する者

第二条第五号中「取り消され」の下に「、又は歯科医師として歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七条第二項の規定により免許を取り消され」を加え、同条第六号及び第七号を削る。

第五条第二項中「地方裁判所」の下に「又は簡易裁判所」を、「職務を」の下に「、その管轄区域内の家庭裁判所の家事調停委員に当該高等裁判所の家事調停委員の職務を」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　地方裁判所における調停事件の処理のため特に必要があるときは、その地方裁判所は、その管轄区域内の簡易裁判所の民事調停委員に当該地方裁判所の民事調停委員の職務を行わせることができる。

（民事執行規則の一部改正）

第十二条　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第百八十一条中「家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）第十五条の四第一項の規定による審判」を「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第百九十四条第一項の規定による裁判」に、「換価が」を「換価の手続が」に、「家事審判規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十五号）第百六条第一項において準用する同規則第二十三条第一項の規定に基づいて」を「同条第六項又は同法第二百条第一項の規定により」に改める。

（特定調停手続規則の一部改正）

第十三条　特定調停手続規則（平成十二年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十五条（当事者に対する通知）」を「第二十二条（当事者に対する通知）第一項」に改める。

（民事調停官及び家事調停官規則の一部改正）

第十四条　民事調停官及び家事調停官規則（平成十五年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）」を「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）」に改める。

第三条中「家事審判法第二十六条の二第五項各号」を「家事事件手続法第二百五十条第五項各号」に改める。

（専門委員規則の一部改正）

第十五条　専門委員規則（平成十五年最高裁判所規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「説明をする」を「説明をし、又は意見を述べる」に改める。

第二条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　弁護士、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、建築士、不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は社会保険労務士として除名、登録の抹消、業務の禁止、免許の取消し、登録の消除又は失格処分の懲戒処分を受け、当該処分に係る欠格事由に該当する者

第二条第五号中「取り消され」の下に「、又は歯科医師として歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七条第二項の規定により免許を取り消され」を加える。